

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局高齢者支援課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

### 今回の内容

厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目の一部を改正する告示の公布について

計2枚（本紙を除く）

Vol.1055

令和4年3月28日

厚生労働省老健局高齢者支援課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3985)  
FAX：03-3595-3670

事務連絡  
令和4年3月28日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び  
厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目の  
一部を改正する告示の公布について

今般、「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目の一部を改正する告示」（令和3年厚生労働省告示第80号）が別添の通り公布されました。

貴県又は貴市におかれましては、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、令和4年4月1日からの円滑な施行に向けてご協力いただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。

なお、今般の改正に伴う具体的な運用等につきましては、近日中に別途お知らせする予定であることを申し添えます。

○厚生労働省告示第八十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八條第十三項及び第八條の二第十一項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成十一年厚生省告示第九十四号）の一部を次の表のように改正し、令和四年四月一日から適用する。

令和四年三月二十三日

厚生労働大臣 後藤 茂之  
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1・2 (略)</p> <p>3   排泄予測支援機器 膀胱内の状態を感じし、尿量を推定する ものであつて、排尿の機会を居宅要介護者 等又はその介護を行う者に通知するもの 4   (略) 5   (略)</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3   (略) 5   (略)</p>